



## <郵送申請で注意していただくこと>

### 1. 請求者（委任状が必要になる場合がありますので、ご注意ください）

	委任状が要らない方	委任状が必要な方
戸籍・除籍・改製原戸籍 戸籍の附票	その戸籍等に記載されている方、 配偶者、直系の親族	左に書かれている 以外の方  (左に書かれている方か らの委任状が必要です)
身分証明書・独身証明書	本人	
住 民 票	本人・同一世帯の方	

### 2. 本人確認書類等

○請求者の**本人確認書類のコピー**が必要です。

申請書の1番下にある書類のコピーを同封してください。なお、パスポートは住所の記載がないため、本人確認書類になりません。

○請求者と必要な方との関係が確認できる戸籍のコピーを同封してください。

(城里町にある戸籍で確認できる場合は必要ありません)

### 3. その他

○日数に余裕をもって申請してください。(届くまでに1週間ほどかかります)

お急ぎの場合は、速達料金を追加して貼り、封筒に赤で速達と書いてください。

○「相続で出生から死亡まで」など連続した戸籍を請求される場合、戸籍が複数になる可能性があります。1組(各1通)につき、3,000円ほど手数料(定額小為替)を同封してください。(余った分については郵便小為替等でお返しいたします)

○除籍や改正原戸籍、複数の戸籍を請求される場合、切手を余分に同封してください。余った分については切手でお返しいたします。また、不足分については、「不足分受取人払い」とさせていただきますので、ご了承ください。

○郵送申請前に戸籍の届出をされた場合、申請書の③の備考欄に「戸籍届の種類」と「届出年月日」を記入してください。(例：婚姻届 平成〇年〇月〇日〇〇市に届出)

なお、新しい戸籍ができるまでに10日ほどかかります。

○**返信先は住民登録地**(住民票に記載された住所)になります。

○書類や手数料に不足等がある場合、申請書に記入された電話番号に連絡いたしますので、**日中連絡の取れる電話番号**(携帯電話可)をご記入ください。

戸籍等の証明書は、不足分が届き次第返送させていただきます。なお、連絡先が記入されていない場合や連絡が取れない場合は、申請書類一式を返信用封筒にて返送いたしますので、再度書類をそろえて申請してください。

○偽り、その他不正な手段により請求したときは、過料に処せられます。

(戸籍法第121条の2及び住民基本台帳法第50条)

問い合わせ先

城里町役場 町民課 戸籍係

029-288-3111 (内線114~116)

## <郵送で戸籍謄抄本等を取り寄せる方法>

下記の①～④を同封し、城里町役場戸籍係へご請求ください。

① 申請書「戸籍謄抄本等の郵送申請書」に必要事項を記入してください。

② 手数料 郵便局で定額小為替を購入してください。

(定額小為替には何も記入しないでください)

- ◆戸籍謄本・抄本 1通 450円
- ◆除籍謄本・抄本 1通 750円
- ◆改製原戸籍謄本・抄本 1通 750円
- ◆その他の証明書の手数料は、市区町村によって異なります。

当町では…戸籍の附票 1通 200円  
身分証明書 1通 200円  
独身証明書 1通 350円  
住民票抄本 1通 200円  
住民票謄本 1通 200円 (5人までの世帯)  
1通 400円 (6～10人までの世帯)

③ 返信用の封筒

返信先の住所、氏名を記入し、切手を貼った封筒を同封してください。

お急ぎの場合は、速達料金を追加して貼り、封筒に赤で速達と書いてください。

※**返信先は住民登録地**(住民票に記載された住所)を記入してください。

④ 本人であることが確認できる書類(運転免許証、健康保険証等)のコピー

※パスポートは住所の記載がないため、本人確認書類になりません。

